

令和2年6月17日

派遣先事業主の皆様

新型コロナウイルス感染症に係る
派遣労働者の雇用維持等に関する御配慮について

日頃より、労働者派遣事業の適正な運営に御尽力を賜り厚く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が熊本県においては5月14日に解除される等、経済活動が再開しつつありますが、引き続き内外経済や雇用情勢への影響が懸念される所であり、特に、派遣労働者については、今後、労働者派遣契約や労働契約の更新の時期を迎える方が多くなるものと考えております。

このため、緊急事態宣言解除後も派遣労働者の雇用を維持するためには、派遣労働者を受け入れている派遣先企業の御協力が不可欠な状況になっていると認識しております。

つきましては、派遣労働者の雇用を維持するため、派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれては、労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の方の雇用の不安定に直結するという事を御認識いただき、安易な契約の解除をお控えいただくとともに、企業活動の円滑な再開に当たって派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図り、やむを得ず労働者派遣契約の解除や不更新を行う場合においても、添付のQ&A(参考)「派遣先が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第138号)に基づき、関連会社における就業を含め、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図っていただきますよう派遣先事業主皆様の積極的な御対応をお願い申し上げます。

また、派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮をお願いいたします。

なお、労働者派遣契約の中途解除が生じた場合に関するリーフレットを送付いたしますので、この内容に御留意ください。

今後とも、派遣労働者の雇用維持・確保等に向けて、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

熊本労働局 職業安定部
職業安定課 需給調整事業室
連絡先：096-211-1731